

北海道文化財保護条例施行規則

昭和52年4月14日
教育委員会規則第12号

改正 昭和63年9月21日教育委員会規則第15号 平成17年4月1日教育委員会規則第9号
平成21年3月31日教育委員会規則第14号 平成22年1月26日教育委員会規則第1号
北海道文化財保護条例施行規則をここに公布する。

北海道文化財保護条例施行規則

北海道教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第14号及び北海道文化財保護条例（昭和30年北海道条例第83号）第40条の規定に基づき、この教育委員会規則を制定する。

目次

第1章 道指定有形文化財

- 第1節 指定（第1条—第8条）
- 第2節 指定の解除（第9条・第10条）
- 第3節 届出、許可の申請、報告等（第11条—第21条）
- 第4節 損失の補償（第22条—第25条）
- 第5節 費用の負担及び給与金（第26条—第29条）

第2章 道指定無形文化財

- 第1節 指定及び認定（第30条—第35条）
- 第2節 指定及び認定の解除（第36条・第37条）
- 第3節 届出（第38条・第39条）
- 第4節 準用規定（第40条）

第3章 道指定有形民俗文化財及び道指定無形民俗文化財

- 第1節 道指定有形民俗文化財
 - 第1款 指定（第41条—第48条）
 - 第2款 指定の解除（第49条・第50条）
 - 第3款 現状変更等の届出（第51条）
 - 第4款 準用規定（第52条）
- 第2節 道指定無形民俗文化財（第53条—第56条）

第4章 道指定史跡名勝天然記念物

- 第1節 指定（第57条—第61条）
- 第2節 指定の解除（第62条・第63条）
- 第3節 標識等（第64条—第70条）
- 第4節 届出、許可の申請、報告等（第71条—第73条）
- 第5節 準用規定（第74条）

第5章 指定書原簿及び台帳（第75条）

第6章 補則（第76条）

附則

第1章 道指定有形文化財

第1節 指定

（指定の基準）

第1条 北海道文化財保護条例（以下「条例」という。）第4条第1項の規定による道指定有形文化財の指定は、別表第1に掲げる道指定有形文化財指定基準により行う。

（指定の同意）

第2条 条例第4条第2項本文の規定による有形文化財の指定についての同意の求めは、その旨及び次の各号に掲げる事項を記載した通知書をもってしなければならない。

- 1 この教育委員会規則は、昭和63年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この教育委員会規則の施行の際現にこの教育委員会規則による改正前の教育委員会規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この教育委員会規則による改正後の教育委員会規則の規定にかかわらず、昭和64年3月31日までの間使用することを妨げない。

附 則 (平成17年4月1日教育委員会規則第9号)

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日教育委員会規則第14号)

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年1月26日教育委員会規則第1号抄)

- 1 この教育委員会規則は、公布の日から施行する。(後略)

別表第1 (第1条関係)

道指定有形文化財指定基準

絵画、彫刻の部

- 1 各時代の遺品のうち製作優秀で文化史上貴重なもの
- 2 絵画、彫刻史上特に意義のある資料となるもの
- 3 題材、品質、形状又は技法等の点で顕著な特異性を示すもの
- 4 特殊な作者、流派又は地方様式等を代表する顕著なもの
- 5 渡来品で特に意義のあるもの

工芸品の部

- 1 各時代の遺品のうち製作が特に優秀なもの
- 2 工芸史上又は文化史上特に貴重なもの
- 3 形態、品質、技法又は用途等が特異で意義の深いもの
- 4 渡来品で工芸史上に意義深く、密接な関連を有するもの

書跡、典籍の部

- 1 書跡類は、宸(しん)翰(かん)、和漢名家筆跡、古筆、墨跡、法帖(じょう)等で、書道史上の代表と認められるもの又は文化史上貴重なもの
- 2 典籍類のうち写本類は、和書、漢籍、仏典及び洋書の原本又はこれに準ずる写本で文化史上貴重なもの
- 3 典籍類のうち版本類は、印刷史上の代表で文化史上貴重なもの
- 4 書跡類、典籍類で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- 5 渡来品で特に意義のあるもの

古文書の部

- 1 古文書類は、歴史上重要と認められるもの
- 2 日記、記録類(絵図、系図類を含む。)は、その原本又はこれに準ずる写本で文化史上貴重なもの
- 3 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術上重要と認められるもの
- 4 古文書類、日記、記録類等で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- 5 渡来品で歴史上特に意義のあるもの

考古資料の部

- 1 土器、石器、木器 骨角牙器、玉類、鉄器その他の先史時代の遺物で学術的価値の高いもの
- 2 政治、宗教、産業、学芸、文化等の遺跡の出土品その他歴史時代の遺物で学術上価値の高いもの
- 3 渡来品で歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の特に高いもの

歴史資料の部

- 1 政治、経済、社会、文化等で歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの
- 2 歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの
- 3 歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で、歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの